

ネットとうほく 2016（検）第2号-2

平成29年 9月27日

東京都千代田区紀尾井町 1-3

東京ガーデンテラス紀尾井町

紀尾井タワー 23階

ワイジェイ FX 株式会社 御 中

〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-40

ブライトシティ柏木 702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡 和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>

申入書

平成29年5月16日付での回答、ありがとうございました。

貴社からの平成29年5月16日付の回答書の内容を踏まえ、以下の点につき申入れ致します。

つきましては、本書面到達後1か月以内に、申し入れに対する回答を書面にて当団体まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、当団体は平成29年4月25日、内閣総理大臣から「適格消費者団体」として認定を受けました。本件申し入れの経緯、本申入書及び貴社からの回答の有無、内容等は消費者契約法27条に基づき、別紙「消費者市民ネットとうほくの【申し入れ等】における活動方針と公表ルールについて」に沿って公表させていただくことも付言いたします。

第1 申入れの趣旨

「外貨 ex」の店頭外国為替証拠金取引約款（以下「外貨 ex 約款」といいます。）31条1項7号、「オプトレ！」の店頭通貨バイナリーオプション取引約款27条1項7号、「C-NEX」店頭外国為替証拠金取引約款29条1項7号の各記載のうち、「当社のコンピューターシステムやソフトウェアの故障・誤作動」による損害を免責としている部分を削除することもしくは同条の免責約款が適正な文言となるように改訂することを求めます。

第2 申入れの理由

貴社は、「外貨 ex」の店頭外国為替証拠金取引約款（以下「外貨 ex 約款」といいます。）31条1項等の各号に定められた事由は、そもそも貴社の債務不履行に該当しない旨主張しております。

しかし、例えば、「外貨 ex 約款」31条1項7号には、「当社のコンピューターシステムやソフトウェアの故障・誤作動」の場合には免責されるとの趣旨の記載が存します。

この点、貴社には、インターネット上のFX取引が適切になされるよう、取引環境を整える必要があり、当該取引環境を整えないことに関する損害は、貴社の債務不履行及び不法行為による損害と評価することができます。

当該事実は、東京地判平成20年7月16日（金融法務事情1871号51頁）において、取引システムの通信回線使用量を上回る取引がなされ、サーバーに負担がかかったことを原因とするFX業者の免責の主張に対し、当該FX取引業者において取引環境を準備していなかったことに帰責性があるものとして、債務不履行責任及び不法行為が存するものとして、損害賠償請求を認めた裁判例が存することからも明らかです。

以上のように、貴社の上記約款には、貴社の債務不履行及び不法行為を免責の対象とする条項が存することは明らかであり、かつ、軽過失を免責しているものであり、消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び 3 号に違反していると考えられます。従いまして、上記趣旨のとおり、約款の文言の削除または改訂を求めます。

以上